



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 ( " )	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ( " )	1
○漁業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止 (水産政策課)	1
○基本測量の終了の通知 (用地対策課)	3
○国土調査の成果の認証 ( " )	3
○土地収用法に基づく事業の認定 ( " )	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	4
◎土砂災害警戒区域の指定 ( " )	5
○道路の区域決定 (道 路 課)	13
○道路の区域変更 (3件) ( " )	13
○道路の供用開始 (2件) ( " )	13
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	14
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	14
○政治団体異動の届出 (2件)	15
○政治団体解散の届出	16
○資金管理団体異動の届出	16
○資金管理団体指定の取消しの届出	16
○告示 (資金管理団体異動の届出) の訂正	16
正 誤	
○正誤 (平21・5・1付け 告示ほか)	17

告 示

高知県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日  
 高 見 眼 科 宿 毛 市 宿 毛 5495-15 平25・10・1

高知県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日  
 高 見 眼 科 宿 毛 市 宿 毛 5495-15 平25・9・30

高知県告示第731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年10月17日	合同会社ウェルライフエア 高知市一宮中町一丁目14番40号	デイサービスながおか南国市上末松9番8号 通所介護 介護予防通所介護
平成25年11月5日	有限会社四国総合介護システム 土佐市高岡町乙3234-1	デイサービス高岡土佐市高岡町乙3234-1 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第732号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の一定の水域を次のとおり定め、平成21年5月高知県告示第377号（漁

業災害補償法による単位漁場区域の設定及び告示の廃止）は、廃止する。

平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

漁業災害補償法第114条第3号に掲げる養殖業

(1) 小割り式魚類養殖業

加入区の名称	漁場の区域
びしゃご澁加入区	区第3,001号の漁業権の漁場の区域
くじら澁加入区	区第3,002号の漁業権の漁場の区域
手結加入区	区第3,003号の漁業権の漁場の区域
手結岬加入区	区第3,004号の漁業権の漁場の区域
新居加入区	区第3,005号の漁業権の漁場の区域
沖防波堤前加入区	区第3,006号の漁業権の漁場の区域
古波止第1加入区	区第3,007号の漁業権の漁場の区域
古波止第2加入区	区第3,008号の漁業権の漁場の区域
小宇津賀加入区	区第3,009号の漁業権の漁場の区域
光松加入区	区第3,010号の漁業権の漁場の区域
長迫小網代加入区	区第3,011号の漁業権の漁場の区域
苦木加入区	区第3,012号の漁業権の漁場の区域
大鹿千族加入区	区第3,013号の漁業権の漁場の区域
下がり木加入区	区第3,014号の漁業権の漁場の区域
上浦場西加入区	区第3,015号の漁業権の漁場の区域
玉目加入区	区第3,016号の漁業権の漁場の区域
入戸南加入区	区第3,017号の漁業権の漁場の区域
戸島（ガラク）加入区	区第3,018号の漁業権の漁場の区域
中の島加入区	区第3,019号の漁業権の漁場の区域
大谷白浜加入区	区第3,020号の漁業権の漁場の区域
大室戸加入区	区第3,021号の漁業権の漁場の区域
小室戸加入区	区第3,022号の漁業権の漁場の区域
馬の背加入区	区第3,023号の漁業権の漁場の区域
勢井湾中央加入区	区第3,024号の漁業権の漁場の区域
安和加入区	区第3,025号の漁業権の漁場の区域
双名島加入区	区第3,026号の漁業権の漁場の区域
上ノ加江加入区	区第3,027号の漁業権の漁場の区域
弁天崎加入区	区第3,028号の漁業権の漁場の区域
上川口加入区	区第3,029号の漁業権の漁場の区域
窪津加入区	区第3,030号の漁業権の漁場の区域
越小刈谷加入区	区第3,031号の漁業権の漁場の区域
仏澁沖加入区	区第3,032号の漁業権の漁場の区域
仏澁おか加入区	区第3,033号の漁業権の漁場の区域
鬼王澁沖加入区	区第3,034号の漁業権の漁場の区域
古満目加入区	区第3,035号の漁業権の漁場の区域
兼山神社下加入区	区第3,036号の漁業権の漁場の区域
赤鯉崎前加入区	区第3,037号の漁業権の漁場の区域

新網代加入区	区第3,038号の漁業権の漁場の区域		方向へ805メートルの点をgとし（以下同じ。）		下同じ。）
溜所加入区	区第3,039号の漁業権の漁場の区域		、ab、bg、dj及びiaの4直線で囲まれた区域		カの方向へ1,245メートルの点をnとし（以下同じ。）
くえ碇加入区	区第3,040号の漁業権の漁場の区域				カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ225メートルの点をpとし（以下同じ。）
サルガウド加入区	区第3,041号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第3加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）		、aa、an、jp及びpアの4直線で囲まれた区域
蜂の巣浜加入区	区第3,042号の漁業権の漁場の区域				
越戸加入区	区第3,043号の漁業権の漁場の区域				
向かいの浜沖加入区	区第3,044号の漁業権の漁場の区域				
高望加入区	区第3,045号の漁業権の漁場の区域				大島宿毛湾中央第2加入区
橋浦立碇加入区	区第3,046号の漁業権の漁場の区域				区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちエ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ655メートルの点をkとし（以下同じ。）
中崎の鼻加入区	区第3,047号の漁業権の漁場の区域				カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ95メートルの点をoとし（以下同じ。）
タナの下加入区	区第3,048号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第4加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちci、id、dj及びfcの4直線で囲まれた区域		、pj、an、ko及びopの4直線で囲まれた区域
椎ノ浦加入区	区第3,049号の漁業権の漁場の区域				
弦場鼻沖加入区	区第3,050号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第5加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちjd、ai、iカ及びカjの4直線で囲まれた区域		
ヂョヂョウ碇沖加入区	区第3,051号の漁業権の漁場の区域				大島宿毛湾中央第3加入区
古泊加入区	区第3,052号の漁業権の漁場の区域				区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちok、an、nカ及びカoの4直線で囲まれた区域
えびす鼻沖加入区	区第3,053号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第6加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ330メートルの点をeとし（以下同じ。）		大島宿毛湾中央第4加入区
くろみど沖加入区	区第3,054号の漁業権の漁場の区域				区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ805メートルの点をbとし（以下同じ。）
赤崎沖加入区	区第3,055号の漁業権の漁場の区域				カ及びイを結ぶ線上オからカの方向へ805メートルの点をmとし（以下同じ。）
田土加入区	区第3,056号の漁業権の漁場の区域				、ab、bm、jp及びnaの4直線で囲まれた区域
小筑紫立碇加入区	区第3,057号の漁業権の漁場の区域				
立石加入区	区第3,058号の漁業権の漁場の区域				大島宿毛湾中央第5加入区
一切田加入区	区第3,059号の漁業権の漁場の区域				区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちpj、bm、ko及びnaの4直線で囲まれた区域
青瀬山加入区	区第3,060号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第7加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちjd、cf、eh及びgbの4直線で囲まれた区域		大島宿毛湾中央第6加入区
狸々碇加入区	区第3,061号の漁業権の漁場の区域				区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちok、bm、mn及びnaの4直線で囲まれた区域
長崎加入区	区第3,062号の漁業権の漁場の区域				
白碇沖加入区	区第3,063号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第8加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちjd、de、eh及びfcの4直線で囲まれた区域		大島宿毛湾中央第7加入区
弘浦加入区	区第3,064号の漁業権の漁場の区域				区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）
内外ノ浦前加入区	区第3,065号の漁業権の漁場の区域				カ及びイを結ぶ線上オからカの方向へ365メートルの点をlとし（以下同じ。）
後田加入区	区第3,066号の漁業権の漁場の区域	小筑紫宿毛湾中央第9加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちhe、bg、ge及びehの4直線で囲まれた区域		、bc、cl、jp及びmbの4直線で囲まれた区域
小筑紫宿毛湾中央第1加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ365メートルの点をaとし（以下同じ。）	小筑紫宿毛湾中央第10加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちhe、cf、fg及びgbの4直線で囲まれた区域		
	、イ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ130メートルの点をdとし（以下同じ。）	小筑紫宿毛湾中央第11加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちhe、eウ、uf及びfcの4直線で囲まれた区域		
	、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ151メートルの点をiとし（以下同じ。）				
	、カ及びアを結ぶ線上カからアの方向へ130メートルの点をjとし（以下同じ。）	小筑紫宿毛湾中央沖加入区	区第3,068号の漁業権の漁場の区域		
	、aa、ai、dj及びjaの4直線で囲まれた区域	大島宿毛湾中央第1加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ365メートルの点をaとし（以下同じ。）		大島宿毛湾中央第8加入区
小筑紫宿毛湾中央第2加入区	区第3,067号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ805メートルの点をbとし（以下同じ。）				区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちpj、cl、ko及びmbの4直線で囲まれた区域
	、ウ及びエを結ぶ線上ウからエの				大島宿毛湾中央第9加入区
					区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちok、cl、lm及び

大島宿毛湾中央第10加入区	m <sup>1</sup> b <sup>1</sup> の4直線で囲まれた区域 区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ325メートルの点をf <sup>1</sup> とし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ105メートルの点をg <sup>1</sup> とし（以下同じ。）、ウ、エ、g <sup>1</sup> 、f <sup>1</sup> 及びウを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域	母島加入区 区第3,080号の漁業権の漁場の区域 (2) 小割り式くろまぐろ養殖業 加入区 加入区 加入区 加入区 くろまぐろ赤鯉崎前 区第3,301号の漁業権の漁場の区域 加入区 くろまぐろ赤禿加入 区第3,302号の漁業権の漁場の区域 区 くろまぐろバンド濤 区第3,303号の漁業権の漁場の区域 沖加入区 くろまぐろ蜂の巣浜 区第3,304号及び区第3,305号の漁業権の 及び越戸加入区 漁場の区域 くろまぐろ橋浦立濤 区第3,306号の漁業権の漁場の区域 加入区 くろまぐろ弦場鼻加 区第3,307号の漁業権の漁場の区域 加入区	2 事業の種類 室戸市羽根町戎町・新田地区津波避難タワー整備事業 3 起業地 (1) 収用の部分 室戸市羽根町宇下モ島乙地内 (2) 使用の部分 なし 4 事業の認定をした理由 平成25年10月9日に室戸市から申請があった室戸市羽根町戎町・新田地区津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
大島宿毛湾中央第11加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ175メートルの点をe <sup>1</sup> とし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ255メートルの点をh <sup>1</sup> とし（以下同じ。）、f <sup>1</sup> 、g <sup>1</sup> 、h <sup>1</sup> 、e <sup>1</sup> 及びf <sup>1</sup> を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域	高知県告示第733号 国土交通省国土地理院長から平成25年6月高知県告示第417号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年11月29日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。 平成25年12月20日 高知県知事 尾崎 正直	(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第7条の規定に基づき、室戸市が地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
大島宿毛湾中央第12加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちイ及びウを結ぶ線上イからウの方向へ35メートルの点をd <sup>1</sup> とし（以下同じ。）、エ及びオを結ぶ線上エからオの方向へ395メートルの点をi <sup>1</sup> とし（以下同じ。）、e <sup>1</sup> 、h <sup>1</sup> 、i <sup>1</sup> 、d <sup>1</sup> 及びe <sup>1</sup> を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域	高知県告示第734号 南国市笠ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。 平成25年12月20日 高知県知事 尾崎 正直	(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である室戸市は、地方公共団体として、地震による津波災害に対して防災の推進を図るために、平成24年3月に「室戸市津波避難計画」を策定し、羽根地区の避難計画の中で、避難地として本件事業の起業地である地区を指定しており、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
大島宿毛湾中央第13加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちd <sup>1</sup> i <sup>1</sup> 、i <sup>1</sup> j <sup>1</sup> 、j <sup>1</sup> p <sup>1</sup> 、l <sup>1</sup> c <sup>1</sup> 、c <sup>1</sup> イ及びイd <sup>1</sup> の6直線で囲まれた区域	1 調査を行った者の名称 南国市 2 調査を行った地域及び時期 南国市笠ノ川の一部 平成23年度及び平成24年度 3 成果の名称 南国市地籍図及び地籍簿 4 認証年月日 平成25年12月20日	(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について 室戸市は、県庁所在地である高知市から東方78キロメートルに位置し、太平洋にV字型に突出した日本八景の室戸岬を中心に東西53.3キロメートルの海岸線を有しており、南北に山脈が縦走し、海岸近くでは特異な海岸段丘を形成しており、総面積248.30平方キロメートルのうち、8割以上を山林が占め、平成25年3月31日現在で人口15,889人、8,189世帯が居住している。
大島宿毛湾中央第14加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちp <sup>1</sup> j <sup>1</sup> 、j <sup>1</sup> k <sup>1</sup> 、k <sup>1</sup> o <sup>1</sup> 及びl <sup>1</sup> c <sup>1</sup> の4直線で囲まれた区域	高知県告示第735号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。 平成25年12月20日 高知県知事 尾崎 正直	室戸市では、平成18年3月に室戸市地域防災計画「地震災害対策編」を作成し、その中で地震発生時の避難場所を設定しており、本件事業において整備する津波避難
大島宿毛湾中央第15加入区	区第3,069号の漁業権の漁場の区域のうちo <sup>1</sup> k <sup>1</sup> 、k <sup>1</sup> オ、オl <sup>1</sup> 及びl <sup>1</sup> c <sup>1</sup> の4直線で囲まれた区域	1 起業者の名称 室戸市	
咸陽島加入区	区第3,070号の漁業権の漁場の区域		
久万端加入区	区第3,071号の漁業権の漁場の区域		
桐島南加入区	区第3,072号の漁業権の漁場の区域		
大藤島南第1加入区	区第3,073号の漁業権の漁場の区域		
大藤島南第2加入区	区第3,074号の漁業権の漁場の区域		
大藤島南第3加入区	区第3,075号の漁業権の漁場の区域		
大藤島南第4加入区	区第3,076号の漁業権の漁場の区域		
大藤島松ヶ鼻加入区	区第3,077号の漁業権の漁場の区域		
桐島東加入区	区第3,078号の漁業権の漁場の区域		
桐島西ノ鼻加入区	区第3,079号の漁業権の漁場の区域		

タワーは、羽根地区の羽根海岸及び羽根川河口沿いに形成された戎町地区及び新田地区における津波避難困難者を対象とした緊急避難場所として活用するものである。

本事業の計画予定地は、戎町地区でも海岸沿いの地域に居住する多くの避難者が利用する避難路である市道脇に位置し、隣接する新田地区も含めた避難者が利用する予定であり、両地域には、平成25年6月1日現在で161世帯、323人が居住している。

本県において甚大な被害が予想される南海地震は、今後30年以内に60ないし70パーセントの確率で発生すると予想されているが、平成24年8月29日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に県が公表した「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」によると、室戸市の海岸沿いの地域では、全ての地域において大規模な浸水が予測されており、本事業の対象地域においては、最大14メートルの津波高が想定されているが、戎町地区及び新田地区の海拔は、6.8メートルであり、海岸との間の堤防を越波した津波により4メートルの浸水が発生し、戎町地区及び新田地区の多くの木造住宅は、津波被害を受け、流出する危険性が高いと予想されている。

室戸市では、「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による津波浸水予測」による津波到達時間25分の想定を基に、地震による揺れの継続時間（3分）及び避難準備時間（5分）を控除した避難可能時間を17分と推計しており、戎町地区及び新田地区においても、災害弱者である65歳以上の高齢化率は、36パーセントに達していることから、早急な津波避難対策が必要となっている。

こうした状況に対し、室戸市は、「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、災害時における避難計画を策定し、防災計画について見直しを行うとともに、避難支援プランの策定及び関係機関等における情報共有を図り、災害時の要援護者の円滑な避難支援に向けて取り組んでいる。

しかし、室戸市の海岸線延長は、53.3キロメートルに及び、津波による大規模な浸水が予想される海岸沿いの地区が多くある現状であり、今後早期に集落単位での整備が必要となっている。

現在、本事業の対象地域の津波避難場所は、山側の海拔21.6メートルにある農地に指定しているが、最も遠い住民では、900メートルを超える距離となっており、健常者でも避難には約15分、60歳以上になると25分以上を要することが予想され、避難可能時間内の17分に全ての住民が避難することはできないことが想定されてい

る。

室戸市では、避難が困難な地域の範囲を調査し、避難場所の整備を進めており、本事業は、羽根地区において最初の津波避難施設の整備となるものである。本事業は、避難可能時間内に津波避難タワーに登る時間を考慮して算出した距離で施設からおおむね350メートル以内の100人を避難対象人数と想定しており、戎町地区及び新田地区の住民の生命を守る重要な施設の整備となっている。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

室戸市の調査によると、本事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、室戸市は、本事業の施行において、起業地の生活環境に及ぼす影響はないとしている。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業の候補地として、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、3箇所の候補地を挙げて比較検討している。避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本事業の起業地の面積は、津波避難タワー、避難待機場所及び避難者の駐車スペースとして必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について  
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、戎町地区及び新田地区の周辺には、適切な津波避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
室戸市役所

高知県告示第736号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幅多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

幅多郡三原村上長谷

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	幅多郡三原村上長谷字牛ヤノ本	1204-2 地先
2	〃 〃 〃 〃	1782-2

3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	1187-1
5	〃	〃	〃	〃	1201地先

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線及び標柱5と1を村道江ノ谷線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域内とする。

高知県告示第737号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
323-19-001	穴内川支川(1)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	土石流
323-19-201	北滝本川支川(1)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	土石流
323-19-202	穴内川支川(2)	香美市土佐山田町檜谷(別紙図面のとおり)	土石流
323-19-203	穴内川支川(3)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	土石流
323-19-204	穴内川支川(4)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	土石流
323-19	穴内川	香美市土佐山田町繁藤	土石流

-205	支川(5)	(別紙図面のとおり)	
323-29-217	北滝本川支川(2)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	土石流
323-19-004	西の谷川	香美市土佐山田町西又(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-010	上改田川	香美市土佐山田町久次及び南国市植田(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-012	日の谷川	香美市土佐山田町入野(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-013	引地川支川(1)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-014	新改川支川(1)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-016	新改川支川(2)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-017	新改川支川(3)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-218	新改川支川(4)	香美市土佐山田町上改田及び土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-219 a	渡川支川(1)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-219 b	渡川支川(2)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-220	曾我部川支川	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	土石流

323-29-221	引地川支川(2)	香美市土佐山田町曾我部川及び土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-222	引地川支川(3)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-223	引地川支川(4)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-224	引地川	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-226	新改川支川(5)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-227	新改川支川(6)	香美市土佐山田町東川及び土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-228	東谷川支川	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-231	大石ケ谷川	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-232	新改川支川(7)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-233	新改川支川(8)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-236	新改川支川(9)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流

323-29-237 a	エビ谷川(1)	香美市土佐山田町大法寺及び土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	土石流
323-29-237 b	エビ谷川(2)	香美市土佐山田町大法寺(別紙図面のとおり)	土石流
I-535	繁藤(南)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-536	櫛の谷(1)	香美市土佐山田町櫛谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-541	繁藤(1)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-569	高瀬(1)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1323	北滝本(3)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1324	北滝本(4)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1325	北滝本(5)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1326	北滝本(6)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1327	北滝本(7)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1328	北滝本(8)	香美市土佐山田町北滝本及び土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1330	繁藤	香美市土佐山田町繁藤	急傾斜地の崩壊

	(2)	(別紙図面のとおり)	
II-1331	高瀬(2)	香美市土佐山田町繁藤(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1332	櫛の谷(2)	香美市土佐山田町櫛谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1333	櫛の谷(3)	香美市土佐山田町櫛谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1334	櫛の谷(4)	香美市土佐山田町櫛谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1337	河の川(1)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1338	河の川(2)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1339	河の川(3)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1340	河の川(4)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1341	追廻(1)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1342	追廻(2)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1343	駅前町(3)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1460	北滝本(9)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1461	北滝本(10)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1463	角茂谷(1)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1464	北滝本(11)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1466	角茂谷(2)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1467	上穴内	香美市土佐山田町上穴内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1468	櫛の谷(5)	香美市土佐山田町櫛谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1469	櫛の谷(6)	香美市土佐山田町繁藤及び土佐山田町櫛谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1502	北滝本(12)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1503	北滝本(13)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1504	角茂谷(3)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1505	角茂谷(4)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1506	角茂谷	香美市土佐山田町角茂	急傾斜地の崩壊

	(5)	谷(別紙図面のとおり)	
IV-323001	角茂谷(6)	香美市土佐山田町角茂谷(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323002	北滝本(14)	香美市土佐山田町北滝本(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-537	西又(1)	香美市土佐山田町西又(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1335	西又(2)	香美市土佐山田町西又(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1336	西又(3)	香美市土佐山田町西又(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1507	西又(4)	香美市土佐山田町西又(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-534	平山(1)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-552	新改(1)	香美市土佐山田町新改及び土佐山田町上改田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-559	入野(1)	香美市土佐山田町入野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-565	曾我部川(1)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-566	平山(2)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-567	平山(3)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-568	平山(4)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1305	新改(2)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1306	新改(3)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1307	新改(4)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1313	平山(5)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1314	平山(6)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1315	平山(7)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1316	西の谷	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1317	東川(1)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1318	平山(8)	香美市土佐山田町東川及び土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1319	平山(9)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1320	平山(10)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1321	東川(2)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1322	曾我部川(2)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1349	上改田	香美市土佐山田町上改田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1353	東川(3)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1354	平山(11)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1400	新改(5)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1402	新改(6)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1403	新改(7)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1404	新改(8)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1405	新改(9)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1406	新改(10)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1423	曾我部川(3)	香美市土佐山田町入野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1424	入野(2)	香美市土佐山田町入野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1425	曾我部川(4)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1426	曾我部川(5)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1427	曾我部川(6)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1428	曾我部川(7)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1429	曾我部	香美市土佐山田町東川	急傾斜地の崩壊

	川(8)	(別紙図面のとおり)	
II-1430	曾我部川(9)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1431	大法寺(1)	香美市土佐山田町入野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1433	東川(4)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1434	東川(5)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1435	東川(6)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1436	大法寺(2)	香美市土佐山田町大法寺(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1448	曾我部川(10)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1449	曾我部川(11)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1450	曾我部川(12)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1451	曾我部川(13)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1452	曾我部川(14)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1453	曾我部川(15)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-1455	平山(12)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1456	東川(7)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1457	東川(8)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1458	東川(9)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1459	東川(10)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1462	平山(13)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1475	新改(11)	香美市土佐山田町新改(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1476	入野(3)	香美市土佐山田町入野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1488	曾我部川(16)	香美市土佐山田町入野(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1489	曾我部川(17)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1490	大法寺(3)	香美市土佐山田町大法寺及び土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1492	東川(11)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1493	東川(12)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1498	曾我部川(18)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1499	平山	香美市土佐山田町平山	急傾斜地の崩壊

	(14)	(別紙図面のとおり)	
II-1500	東川(13)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-1501	東川(14)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323003	平山(15)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323004	平山(16)	香美市土佐山田町平山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323005	平山(17)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323006	平山(18)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323007	東川(15)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323008	東川(16)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323009	曾我部川(19)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323010	曾我部川(20)	香美市土佐山田町曾我部川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-323011	東川(17)	香美市土佐山田町東川(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-544	北本町一丁目	香美市土佐山田町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-546	北本町二丁目(1)	香美市土佐山田町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-547	北本町	香美市土佐山田町(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊



	二丁目 (2)	紙図面のとおり)		381-27 -208	土居谷 支流	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	土石流	385-25 -018 b	小川川 (2)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
II-1297	八王子 谷	香美市土佐山田町(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	381-27 -211	スゲノ サコ谷 川	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	土石流	385-25 -020	野竹川	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
II-1298	北組西 (1)	香美市土佐山田町及び 土佐山田町植(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊	385-26 -040	打木川 右支川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-25 -021	いでの 奥谷川	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
II-1346	北本町 二丁目 (3)	香美市土佐山田町(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	385-26 -232	程ノ内 川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-25 -022	川原田 谷	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
II-1348	前山 (1)	香美市土佐山田町(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	385-26 -235	長引谷	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-25 -222	カゲ谷	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
II-1380	前山 (2)	香美市土佐山田町(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	385-26 -253	西手取 川	吾川郡いの町小川東津 賀才(別紙図面のと おり)	土石流	385-25 -223	賢定川	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
II-1381	前山 (3)	香美市土佐山田町(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	385-26 -254	東手取 川	吾川郡いの町小川東津 賀才(別紙図面のと おり)	土石流	385-25 -224	賢定川 支川 (1)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
II-1383	北本町 二丁目 (4)	香美市土佐山田町(別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	385-26 -270	中約束 田川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-25 -225	賢定川 支川 (2)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
IV- 323012	北組西 (2)	香美市土佐山田町及び 土佐山田町植(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊	385-26 -271	南約束 田川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-25 -226	賢定川 支川 (3)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流
381-27 -202	郷谷川 (2)	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	土石流	385-26 -272	広瀬川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-26 -025	松の木 谷川	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	土石流
381-27 -203	竹ヶ佐 古川	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	土石流	385-26 -273	南広瀬 川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-26 -026	新別下 腹川	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	土石流
381-27 -206	土居ノ 谷(中 追)	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	土石流	385-26 -274	打木川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-26 -027	川又川	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	土石流
381-27 -207	土居の 谷川及 び支川	吾川郡いの町中追(別 紙図面のとおり)	土石流	385-99 -001	上八川 川支川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	土石流	385-26 -029	川又宮 ノ谷川	吾川郡いの町小川縦ノ 木山(別紙図面のと おり)	土石流
				385-25 -018 a	小川川 (1)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	土石流	385-26	境谷川	吾川郡いの町小川西津	土石流

ー030		賀才及び小川縦ノ木山 (別紙図面のとおり)		(4)	紙図面のとおり)		(別紙図面のとおり)				
385-26 -239	小倉谷 川	吾川郡いの町小川新別 及び小川柳野 (別紙図 面のとおり)	土石流	Ⅱ-4236	土 居 (5)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2141	横 野 (中)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
385-26 -240	東小倉 谷川	吾川郡いの町小川新別 及び小川柳野 (別紙図 面のとおり)	土石流	Ⅱ-4237	土 居 (6)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2142	打 木 (1)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
385-26 -241	界谷川	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	土石流	Ⅱ-4241	郷 谷 (2)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2144	十 田 (東)	吾川郡いの町下八川十 田 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
385-26 -242	西新別 下腹川	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	土石流	Ⅱ-4242	郷 谷 (3)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2145	広 瀬 (1)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
385-26 -243	西川又 川	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	土石流	Ⅱ-4243	郷 谷 (4)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2146	砥石野	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
385-99 -002	小川川 支川	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	土石流	Ⅱ-4244	郷 谷 (5)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2147	手取	吾川郡いの町小川西津 賀才 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2001	北 谷 (1)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4245	市山	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2149	休場	吾川郡いの町小川西津 賀才及び小川東津賀才 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2004	郷 谷 (1)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4246	大 平 (2)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2234	柿奈呂 (南)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2005	大 平 (1)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅳ - 381018	土 居 (7)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4396	漬谷	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4229	北 谷 (2)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2130	野 地 (1)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4397	野 地 (2)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4230	北 谷 (3)	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2131	大 藪 (東)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4398	野 地 (3)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4231	滝屋	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2132	南 浦 (上)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4399	大藪	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4232	スゲノ サコ	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2138	滝地	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4400	南 浦 (下)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
Ⅱ-4235	土 居	吾川郡いの町中追 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	I-2139	深瀬	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊	Ⅱ-4403	長 引	吾川郡いの町下八川	急傾斜地の崩壊
				I-2140	柿奈呂	吾川郡いの町下八川	急傾斜地の崩壊				

	(南)	(別紙図面のとおり)	
II-4404	長引 (北)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4405	打木川	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4406	柿奈呂 (西)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4407	打木 (2)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4408	打木 (3)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4409	打木 (4)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4410	打木 (5)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4411	下八川 十田 (1)	吾川郡いの町下八川十 田 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4412	下八川 十田 (2)	吾川郡いの町下八川十 田 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4413	下八川 十田 (3)	吾川郡いの町下八川十 田 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4414	下八川 十田 (4)	吾川郡いの町下八川十 田 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4415	十田 (西)	吾川郡いの町下八川十 田 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4416	広瀬 (2)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-4417	長走	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4418	広瀬 (3)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4419	広瀬 (4)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4420	宮の瀬	吾川郡いの町小川東津 賀才 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4421	約束田	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4422	約束田 (奥)	吾川郡いの町上八川下 分及び下八川 (別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4641	打木 (6)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
IV-385001	漬谷 (南)	吾川郡いの町下八川 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2186	川井	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I-2189	大久保 (東)	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I-2190	石舟	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4516	大久保 (南)	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
II-4517	大久保 (北)	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のと お	急傾斜地の崩壊

		り)	
II-4518	大久保 (西)	吾川郡いの町上八川下 分 (別紙図面のと おり)	急傾斜地の崩壊
I-2155	新別下	吾川郡いの町小川新別 及び小川縦ノ木山 (別 紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2156	新別 (西)	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2157	堂の本 (1)	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2158	堂の本 (2)	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2159	堂の本 (3)	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2160	新別上	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2161	松の木	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2162	仲井谷	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2163	柳野 (中)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2164	川原田	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2165	イデノ オク	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2166	小川柳 野	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2167	柳野 (西)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

I-2168	大平	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2169	大平 (西)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2170	岩川内	吾川郡いの町小川西津 賀才(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2171	川又	吾川郡いの町小川西津 賀才及び小川縦ノ木山 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2172	境谷	吾川郡いの町小川西津 賀才及び小川縦ノ木山 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2173	仏堂 (下)	吾川郡いの町小川縦ノ 木山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
I-2174	仏堂 (上)	吾川郡いの町小川縦ノ 木山(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4435	瀬越	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4438	湯場	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4439	宮前	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4440	小川松 ノ木	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4441	坂本橋	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4442	坂本	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-4443	坂本 (北)	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4444	休場畝	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4445	市瀬橋	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4446	新別野 竹	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4447	小倉	吾川郡いの町小川新別 及び小川柳野(別紙図 面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4448	川原田 (下)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4449	イデノ オク (北)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4450	柳野本 村	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4451	柳野本 村 (南)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4452	アリノ コエ (1)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4453	アリノ コエ (2)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4454	西ノ久 保	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4455	賢定 (東)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4456	賢定下	吾川郡いの町小川柳野	急傾斜地の崩壊

		(別紙図面のとおり)	
II-4457	柳野 (南)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4458	野竹 (下)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4459	野竹 (上)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4460	野竹	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4461	日曾浦	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4462	大峠	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4463	日曾浦 (上)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4464	賢定 (中)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4465	賢定	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4466	賢定 (上)	吾川郡いの町小川柳野 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4470	カマ オリ (上)	吾川郡いの町小川西津 賀才及び小川縦ノ木山 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4471	カマ オリ (下)	吾川郡いの町小川西津 賀才及び小川縦ノ木山 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4472	境谷 (南)	吾川郡いの町小川西津 賀才及び小川縦ノ木山 (別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4473	花ノ木	吾川郡いの町小川西津	急傾斜地の崩壊

		賀才及び小川東津賀才 (別紙図面のとお)	
II-4474	后生楽	吾川郡いの町小川縦ノ 木山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4475	堂ヶ内	吾川郡いの町小川縦ノ 木山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4476	堂ヶ内 (南)	吾川郡いの町小川縦ノ 木山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4477	仏 堂 (南)	吾川郡いの町小川縦ノ 木山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
II-4478	須山	吾川郡いの町小川縦ノ 木山 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊
IV - 385002	坂 本 (東)	吾川郡いの町小川新別 (別紙図面のとお)	急傾斜地の崩壊

**高知県告示第738号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町字長谷川丸 120番17から	16.0	4, 132
香美市土佐山田町杉田字柳ノ 本122番2まで	66.9	

**高知県告示第739号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内立目摺 木字嶋689番1から 須崎市浦ノ内立目摺 木字嶋688番1まで	前	16.7 }	45
	後	16.7 }	45
		37.8	

**高知県告示第740号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市黒瀬字前山 802番4から 安芸市黒瀬字樫付3 番1まで	前	4.6 }	204
	後	6.4 }	204
		10.8	
		6.2	

安芸市入河内字西荒 谷口2番2から 安芸市入河内字下荒 谷961番1まで	前	}	45
	後	11.9 }	45
安芸市伊尾木字井戸 ノ木2068番1から 安芸市伊尾木字住吉 3872番6地先まで	前	4.3 }	36
	後	8.9 }	36
		5.8 }	
		8.9	

**高知県告示第741号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市上分字瀧ノ峯 乙2842番1	前	4.8 }	14
	後	7.2 }	14
		4.8 }	
		17.0	

**高知県告示第742号**

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市浦ノ内立目摺木字嶋 689番1から 須崎市浦ノ内立目摺木字嶋 688番1まで	45	平成25年12月20日

高知県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
須崎市上分字瀧ノ峯乙2842番1	14	平成25年12月20日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第29号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成25年12月20日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 審査の区分
 

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査
  - (2) 審査の実施日及び開始時間
 

平成26年2月27日（木）午前9時30分

- (3) 審査の実施場所
 

高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部

- 2 審査の実施予定人員
 

10人
- 3 審査の対象者
 

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であって、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。
- 4 審査の方法
 

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務の実施に関すること。
    - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
 

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 審査の申請手続
 

審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

  - (1) 審査の申請の受付期間
 

平成26年1月27日（月）から同月31日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
  - (2) 審査申請書等の提出先
    - ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署
    - イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署
    - ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署
  - (3) 提出書類等

- ア 審査申請書 1通
  - イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
  - ウ 写真（審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1枚
  - エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通
- (4) 審査申請書等の提出方法  
審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

- 6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法
 

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

- 7 審査の実施に関し必要な事項
 

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。
- 8 審査の実施に関する問い合わせ先
 

高知県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつた。

平成25年12月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
竹島みつぐを励ます会	竹島 弘子	竹島 貢	室戸市佐喜浜町3824-20	平25・11・5

細川博司 後援会	細川 博司	細川 敏水	長岡郡本 山町大石 305	平25・11・ 5
西尾ゆう すけ後援 会	西尾 是志	景平 俊之	四万十市 中村桜町 52番地	平25・11・ 11
大石睦後 援会	大石 教政	大石 京美	長岡郡本 山町本山 547番地 1	平25・11・ 12

**高知県選挙管理委員会告示第87号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年12月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	四国税 理士政 治連盟 高知県 支部	異動なし	池内 美 仁	異動なし	平25・11・ 25
異動後			竹内 靖		

**高知県選挙管理委員会告示第88号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年12月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
民主党高 知県第1 区総支部	代表者氏名	大石 宗	武内 則男	平25・11・ 7

**高知県選挙管理委員会告示第89号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成25年12月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
渡辺大東後援会	四万十市入田3695番地	渡辺 利久	解散	平25・11・1
榎並谷哲夫後援会	高岡郡佐川町丙3693-2	刈谷 了三	解散	平25・11・20

**高知県選挙管理委員会告示第90号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成25年12月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	高野 光 二郎	異動なし	高野光二郎後援会	高知市比島町四丁目1-40	平25・12・9
異動後				高知市本町五丁目6-35	

**高知県選挙管理委員会告示第91号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成25年12月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所	代表者氏名	資金管理団体でなくな

名			の所在地		った旨の届出年月日
高野 光 二郎	参議院 議員	高野光 二郎後 援会	高知市 本町五 丁目6 -35	高野 光 二郎	平25・11・ 11

**高知県選挙管理委員会告示第92号**

平成25年11月高知県選挙管理委員会告示第76号（資金管理団体異動の届出）の一部を次のように訂正する。

平成25年12月20日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

資金管理団体の表高野光二郎の項を削る。



-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平21・5・1	9138	○告示	2	右 (24)	<u>漁業災害補償法第114条第3号</u> に掲げる養殖業	法第114条第3号に掲げる養殖業
			4	左 (9～16)	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ365メートルの点をlとし（以下同じ。）、b <sup>´</sup> c <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> l <sup>´</sup> 、j <sup>´</sup> p <sup>´</sup> 及びm <sup>´</sup> b <sup>´</sup> の4直線に囲まれた区域	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちア及びイを結ぶ線上アからイの方向へ1,245メートルの点をcとし（以下同じ。）、オ及びカを結ぶ線上オからカの方向へ365メートルの点をiとし（以下同じ。）、b <sup>´</sup> c <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> i <sup>´</sup> 、j <sup>´</sup> p <sup>´</sup> 及びm <sup>´</sup> b <sup>´</sup> の4直線に囲まれた区域
				左 (17～19)	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちp <sup>´</sup> j <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> l <sup>´</sup> 、k <sup>´</sup> o <sup>´</sup> 及びm <sup>´</sup> b <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちp <sup>´</sup> j <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> i <sup>´</sup> 、k <sup>´</sup> o <sup>´</sup> 及びm <sup>´</sup> b <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域
				左 (20～22)	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちo <sup>´</sup> k <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> l <sup>´</sup> 、l <sup>´</sup> m <sup>´</sup> 及びm <sup>´</sup> b <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちo <sup>´</sup> k <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> i <sup>´</sup> 、i <sup>´</sup> m <sup>´</sup> 及びm <sup>´</sup> b <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域
				中 (2～5)	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちd <sup>´</sup> i <sup>´</sup> 、i <sup>´</sup> j <sup>´</sup> 、j <sup>´</sup> p <sup>´</sup> 、l <sup>´</sup> c <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> イ及びイd <sup>´</sup> の6直線で囲まれた区域	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちd <sup>´</sup> i <sup>´</sup> 、i <sup>´</sup> j <sup>´</sup> 、j <sup>´</sup> p <sup>´</sup> 、i <sup>´</sup> c <sup>´</sup> 、c <sup>´</sup> イ及びイd <sup>´</sup> の6直線で囲まれた区域
				中 (6～8)	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちp <sup>´</sup> j <sup>´</sup> 、j <sup>´</sup> k <sup>´</sup> 、k <sup>´</sup> o <sup>´</sup> 及びl <sup>´</sup> c <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちp <sup>´</sup> j <sup>´</sup> 、j <sup>´</sup> k <sup>´</sup> 、k <sup>´</sup> o <sup>´</sup> 及びi <sup>´</sup> c <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域
				中 (9～11)	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちo <sup>´</sup> k <sup>´</sup> 、k <sup>´</sup> オ、オl <sup>´</sup> 及びl <sup>´</sup> c <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域	区第3,071号の漁業権の漁場の区域のうちo <sup>´</sup> k <sup>´</sup> 、k <sup>´</sup> オ、オi <sup>´</sup> 及びi <sup>´</sup> c <sup>´</sup> の4直線で囲まれた区域
平25・9・24	9577	○目次	1	左 (12・13)	<u>○一般競争入札（高知東警察署（仮称）初度調達物品の購入）の公告</u>	<u>○一般競争入札（高知東警察署（仮称）初度調達物品の購入）</u>
平25・11・29	9596付録	目録	2	左 (35・36)	<u>一般競争入札（高知東警察署（仮称）初度調達物品の購入）の公告</u>	<u>一般競争入札（高知東警察署（仮称）初度調達物品の購入）</u>